

平成19年6月19日

東京清掃労働組合 殿

特別区長会、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、
台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、
世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、
荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区 殿

東京都労働委員会

審査委員 藤田耕三

参与委員 水谷研次

参与委員 中村 厚

要 望

当委員会は、東京都区内における清掃事業の公共性・重要性に鑑み、当事者双方が、以下のとおり運用に当たるよう要望する。

記

1. 東京都区内における清掃事業の適確かつ円滑な実施が都民の日常生活にとって極めて重要であることから、事業の実施に関する事項について、連絡、意見交換及び協議調整の場を設けることとし、申立組合と清掃部長会において、これに当たること。
2. 当事者双方は、正常な労使関係の確立に向けて鋭意努力し、もって都区内における清掃事業の実施に支障を生じないように努めること。

以 上